





### 運転免許証を自主返納されたかたに

## みさと元気チケットを交付します

#### 【対 象】

免許証返納を行った日において満70歳以上 で、町内に住所を有するかた

#### 【支援内容】

みさと元気チケット(商品券)1万円分を 交付(1回限りの交付)

#### 【申請方法】

運転免許証を自主返納した際に、埼玉県公安委員会から交付を受けた「運転経歴証明書」の写しを持参のうえ、申請してください。

詳細については、介護福祉課 介護高齢者 係(☎76-5132) へお問い合わせください。

## 令和7年度浄化槽設置整備事業補助金交付制度

# 補助金を利用して「合併浄化槽」へ転換できます

申込期限は 令和8年 2月16日

# 補助金 最大 71 万円

※①浄化槽設置費(10人槽)、②配管費、 ③既設槽処分費補助の場合

補助対象		補助金額
	人槽区分	
①浄化槽設置費	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10 人槽	548,000円
②配管費		100,000円
③既設槽処分費		62,000円

◎補助基数には限りがあります

#### ◎合併処理浄化槽にすると…

側溝などに排水される汚れが大幅に減少 悪臭や害虫の発生を抑制し生活環境が向上

#### 対象となる地域

浄化槽整備区域と公共下水道整備区域内の未供用 区域

※公共下水道供用開始区域と農業集落排水整備区域は、対象外です。

#### 対象となるかた

専用住宅で、単独浄化槽または汲み取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に入れ替えるかた

※建築基準法第6条第1項に基づく建築申請を 要する新築、増築、改築に伴う場合は対象外 です。

問合せ=上下水道課 業務係 ☎76-1118

## 浄化槽を正しく大切に使いましょう

トイレや台所などからの排水をきれいにする浄化槽を使っているご家庭では、浄化槽の日ごろのメンテナンス(清掃や保守点検)と年1回の法定検査が必要です。浄化槽を正しく大切に使って環境を守るために、清掃と保守点検を行い、法定検査を受けましょう。

① 清掃	② 保守点検	③ 法定検査
たまった汚泥などの 引き抜き	装置の点検や消毒薬の 補充など	総合的な機能診断
児玉清掃㈱ ☎ 0495-72-1038	埼玉県知事の登録を受けた各業者 埼玉県ホームページを ご確認ください。	(一社)埼玉県浄化槽協会 ☎ 048-501-5707

問合せ=上下水道課 業務係 ☎76-1118

## 思いやり駐車場制度について

障害のあるかたや要介護状態のかた、妊産婦のかたなど、歩行が困難なかたに「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

#### 【美里町役場、コミュニティセンター、遺跡の森館、保健センター、町民体育館に駐車区画を設置】



障害をお持ちのかたや、けがや病気などにより歩行が困難なかたは、来庁の際にご利用ください。

#### 【利用証の申請受付窓口】

●美里町役場 介護福祉課、住民保険課または保健センター

※利用証は、障害者手帳、難病関係受給者証、介護保険被保険者証、母子健康手帳などをお持ちのかたのうち、交付基準を満たすかたが交付を受けることができます。

詳細については、介護福祉課 障害福祉係(☎76-5132)へお問い合わせください。

## 政治家の寄附は禁止です!

年末年始は、お歳暮やお年賀などの贈り物や催しが行われる機会の多い 季節です。

公職選挙法では、政治家が選挙区内でお金や物を贈ることだけではなく、 政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

お金のかからないきれいな政治と選挙の公正公平確保のために、

選挙の**「三ない運動(贈らない、求めない、受け取らない)**」はルールです。

政治家だけではなく、有権者の一人ひとりがルールを守り、明るい選挙を実現しましょう。

#### 寄附禁止の事例

- ・お中元、お歳暮、お年賀
- ・会費制でない会合などでの支払い(寸志や飲食 代相当額の贈答も含む)
- ・お祭りや催事での寄附、差し入れ
- ・地域の集会や行事での寸志、飲食物提供
- ・各種お祝い
- ・落成式や開店祝い等での花輪、供花
- ・病気見舞い
- ・葬儀での花輪、供花
- ・香典

公益財団法人 明るい選挙推進協会や総務省のホームページも併せてご覧ください。



総務省 ホームペーシ QRコード

#### 禁止、罰則とならない事例

- 親族に対してするもの
- ・政治家本人が出席して、参加者と同額の会費 制での金銭支払い
- ・政治家本人が出席して、その場で行う結婚祝い、 香典

#### その他、禁止されている行為

政治家が選挙区内にある者に対して、年賀状 や時候のあいさつ状、喪中による年賀あいさつ の欠礼状を出すことは禁止されています。

ただし、相手から受けた各種あいさつ状への 答礼のために自筆して出すものは除きます。

問合せ=美里町選挙管理委員会 ☎76-1115

**17** 令和7年12月 広報みさと12月号 No.653 **16**